

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育総務部教育総務課

番号 1

許認可等の内容		請求に対する行政文書の公開、非公開（一部公開を含む）の決定
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市情報公開条例10条第1項
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市情報公開条例第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	ちがさきの情報公開ハンドブック 第2章 行政文書の公開 第5条（行政文書の公開義務）関係 非公開情報の判断基準のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成31年2月20日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	請求があった日（請求書を受領した日）から14日以内
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（令和5年4月1日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--